

平成31年4月26日
自動車局整備課

大型特殊自動車メーカー2社から報告があった不適切な分解整備作業について

国土交通省から大型特殊自動車メーカー2社に対し、認証を受けていない事業場によって分解整備作業が行われたことについて、業務改善を指示しました。

平成30年4月、三菱ロジスネクスト(株)が製造するフォークリフト等の大型特殊自動車について、同社の子会社が道路運送車両法第78条の認証を受けていない全国56事業場で分解整備を実施していたため、同社に改善指示するとともに関係団体に対して注意喚起を行いました。

これを受け、平成30年6月、大型特殊自動車メーカー6社¹より三菱ロジスネクストと同様に、子会社及び直轄工場の全国138事業場において認証を受けずに大型特殊自動車の分解整備を実施していた旨それぞれ報告があり、6社に改善指示を行いました。

さらに、平成30年11月、大型特殊自動車メーカー3社²より、子会社及び販売会社において認証を受けずに大型特殊自動車の分解整備を実施していた旨それぞれ同様の報告があり、3社に改善指示を行いました。

今般、2事業者から不適切事案について報告があったため、当該事業者に対し、下記の措置を取りました。なお、今般法令違反が発覚した車両について事故の報告は受けておりません。

ヤンマー建機(株)

a) 事案の概要

未認証の事業場において分解整備を実施(1事業場1台)していたことが発覚。

b) 国土交通省自動車局による対応

・次の事項について実施するとともに、平成31年5月31日までに報告するよう指示。

1. 認証を受けていない未認証の事業場については、大型特殊自動車を取り扱う場合、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解を伴う整備作業は必ず認証工場に外注させること。
2. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

(株)小松製作所

a) 事案の概要

平成30年11月の不適切事案を受け更なる調査を行った結果、新たに未認証の事業場(二次代理店³)において分解整備を実施(11事業場54台)していたことが発覚。

b) 国土交通省自動車局による対応

・次の事項について実施するとともに、平成31年5月31日までに報告するよう指示。

1. 認証を受けていない未認証の事業場については、大型特殊自動車を取り扱う場合、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解を伴う整備作業は必ず認証工場に外注させること。
2. 再発防止策を講じ、速やかに実施すること。

・さらに、今般の指示も含めこれまで指示した事項に係る再発防止策の実施状況について四半期ごとに報告するよう指示。

両事業者に対しては、今後、報告内容を精査の上、厳正に対処することとします。

- 1 コベルコ建機(株)、住友建機(株)、住友ナコフォークリフト(株)、(株)豊田自動織機、範多機械(株)、日立建機(株)
- 2 (株)小松製作所、キャタピラー・ジャパン、ヤンマーアグリ(株)
- 3 二次代理店とは、(株)小松製作所が製造した大型特殊自動車のサービス契約をしている会社をいう。

【問い合わせ先】

自動車局整備課 田路、田辺

代表：03-5253-8111(内線42428)

直通：03-5253-8600 FAX：03-5253-1639

大型特殊自動車メーカー系販社による未認証分解整備実施状況（直近2年間）

| | メーカー名 | 未認証分解整備 実施事業者 | 未認証分解整備 実施拠点数 /全拠点数 | 未認証の事業場で分解 整備を行った台数 | 対象車種、主な作業内容 |
|----|---------------------------|--|---------------------------|------------------------|---|
| 1 | 株式会社小松製作所 (産車協、建機工会員) | 二次代理店 (株)小松製作所が製造した大型特 殊自動車のサービス契約をしている会 社) | 11 / 98 | 54台 | ショベルローダ、フォークリフト等 ・ブレーキホース交換 ・ブレーキ分解 |
| 2 | ヤンマー建機株式会社 (産車協、建機工会員) | 北日本営業部盛岡支店 | 1 / 34 | 1台 | ショベルローダ ・ステアリングユニット交換 |
| 合計 | | | 12 / 132 | 55台 | |

産車協・・・(一社)日本産業車両協会(会員数54社) 建機工・・・(一社)日本建設機械工業会(会員数65社)

ショベルローダ (株小松製作所)



フォークリフト (株小松製作所)



モータグレーダ (株小松製作所)



ラフテレンクレーン (株小松製作所)



ショベルローダ (ヤンマー建機株)



(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第49条に規定)

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。(道路運送車両法第78条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第3条](分解整備の定義)

分解整備の例

